

令和4年度 第2回 守山市人権尊重のまちづくり推進協議会 会議録

【日 時】 令和5年3月1日（水） 午前10時から午前11時30分まで

【場 所】 防災センター1階 研修室

【出席委員】 今井委員、樽井委員、杉江委員、芝委員、澤田委員、田中委員、
石田委員、井口委員、大谷委員、太田委員、馬場委員、樽見委員

【欠席委員】 美濃部委員

【事務局】 大隅課長、徳田係長、安井事務員

【関係課職員】 美濃部地域総合センター所長、寺井学校教育課長

【傍聴者】 なし

【会議内容】

1 開 会

2 あいさつ

3 協議事項

(1) 令和4年度人権にかかわる主な事業報告について 資料1

(2) 自治会等における人権・同和問題学習会の実地状況について 資料2

4 閉 会

発言者	議事内容
1 開 会	大隅課長
2 あいさつ	今井会長

3 案件

発言者	議事内容
事務局説明	(1) 令和4年度人権にかかわる主な事業報告について資料1 〈事務局説明〉 ① 【人権・同和問題1～12】について ② 【女性の人権13～16】について ③ 【子どもの人権17～19】について ④ 【障害者の人権20～24】について ⑤ 【高齢者の人権25～28】について ⑥ 【外国人の人権29～31】について ⑦ 【患者の人権32】について ⑧ 【性的指向・性自認等34～36】について ⑨ 【インターネットによる人権侵害37～38】について
会長	大きく9施策あり、まず人権・同和問題の1～12で報告を受けましたことに対しまして、ご意見を伺ってまいりたいと思います。 昨年度との比較をされた報告を受けましたが、最終的には年度明けての7月に協議会が開催され、その時点で成果や効果などの事柄に関しても資料に表されるかと思います。では、ご意見ある方お願いいたします。
委員	自治会や高齢者のサロンの中で人権講座が発展していった話をさせていただきたい。盲導犬や聴導犬、手話など具体的に身近な方が話してくださったことが、高齢者や地域の方々に知ってもらいたいと広がっていきました。このように身近で興味を持てるものをそれぞれの研修の中でも進めていただきたい。
会長	参加をいただいての感想も含めてお話しいただきました。より充実したものになるよう地域総合センターの方でも設定していただいていると思います。では人権講座について、地域総合センター所長より説明いたします。
事務局	地域総合センターでは市民の皆様や市外の方を含めて参加いただく形で、人権講座を年間14回開催しております。令和4年度につきましては、全国水平社設立100周年、また守山市地域総合センターが開設されて40年の節目の年であることから、いま一度、同和問題を柱として人権の学びを市民の皆様と一緒にさせていただこうと、企画させていただきました。その中で、先ほど報告がありましたLGBTQについて、国においても大きな議論になっているところでございますが、この学びとしまして2回、全国水平社設立100周年、地

	域総合センター設立40年といたしまして、同和問題についての学習を3回実施しております。また、障害者の方の人権に関わって、盲導犬・聴導犬や手話についての講座も開催しました。盲導犬や聴導犬については、同じ講師さんを自治会の人権学習会に招いていただくなど学習の輪を広めていただいております、大変ありがたく思っております。 引き続き次年度につきましても、各種人権問題についてのテーマを設定して、人権講座を進めることを予定しております。引き続きご支援をお願いいたします。
会長	次に、自治会別の人権・同和問題学習会など、自治会ごとに同和問題や人権にかかわる懇談会の取組みをしていただいている中で、内容についての報告から何か感じられている事がありましたらお聞かせください。
委員	年度始めに市の担当さんと顔合わせをして、その時に年間計画を立て、人権問題も分野が色々ありますので、それぞれの自治会が「今年はこれをやろう」という形で考えています。聴導犬や盲導犬の話も、速野学区では地元にある施設から聴導犬と講師を招いて講義をお願いしています。人権学習会のテーマについては非常に選択していく範囲が広く難しいですが、そのあたりは勉強しながらやっているところです。
会長	次に、人権相談に関する報告については、担当されている太田委員さんからご意見はありますでしょうか。
委員	人権擁護委員による市内の人権相談件数は昨年度19名より延べ5件と減少しているが、人間関係における諸問題に悩む人も多い現在、人権相談の広報、周知の情報伝達を図っていただきたい。
会長	次に、人権・同和問題の12までの事業について、こういう事業で取組をしているということで報告がありましたが、もう少し充実したほうがいいのではないかという観点でご意見をいただきたい。
委員	今後の講座を仕組んでいく、学習を仕組んでいくことに関わってですが、草津市内のある町内の学習会で、県の「手をつなぐ育成会」のキャラバン隊がその自治会の研修に行かれて、参加体験学習で考えたという場面がありました。 どんなことをされたかということ、知的障害の子どもらが今置かれている状況や気持ちを実際に考えてみるという中身でした。当事者にとっては、我々が投げかけている言葉が中々伝わりにくいのだと考えていく。そこから、よく合理的配慮という言葉が使われるが、

	例えば言葉が通じない、外国にルーツがある方とか知的障害等がある方とか、色覚に特性がある方に、投げかける言葉とか表示とかが今どうなのかを考えていくということに繋げていく学習をされている。こういう切り口は興味があるし面白いなと感じました。具体的な体験を通して、参加者が立ち止まって考えられるということも、学びの仕組みとして大事なのではないかと思います。
会長	次に、女性の人権についてご意見をいただきます。
委員	今回LGBTQの当事者として参加させていただいているのですが、女性の人権の問題は性的指向とか性自認の問題と関わりが深いと思っています。相談体制が整っていることはすごく良い事だなと思っていますのですが、例えばレズビアンやゲイのカップルの方もDVを受けやすいことや、当事者の方からどこに相談に行けばよいのかわからないということもあります。また、女性に対する暴力をなくす運動や男女共同参画社会づくり地域研修会がある時には、生まれつき女性の方もいれば、トランスジェンダーの女性の方もいるなど、現実的にいろいろな方がいるということを前提にした上で、研修会なり運動なりを企画していただければありがたいなと思いました。
会長	次に、子どもの人権についてご意見をいただきます。虐待、いじめ、貧困など様々な状況を持ちながら学校に来る子どもがいます。学校の代表として井口委員さんに来ていただいておりますので、お話しいただけるとありがたいです。
委員	守山市の小中学校の校長会を代表して出席させていただいておりますので、学校現場における話をさせていただきます。児童虐待防止、子どもの貧困対策についてですが、問題はすごく大きいところがありますので踏み込みづらいところもありますが、保護者、家庭と連携を取りながら学校でも子どもの様子を十分見守っています。 いじめ問題に関することですが、これも線引きがすごく難しいところがあります。実際にその場を教員が見ていても、友達同士の関係の中でふざけあっているのかなと認識していたところ、被害者は、周りで見ている子ども達、教員とは認識が違って、嫌な思いをしていて保護者からの訴えがあるということも実際にあります。今まで子どもに寄り添って丁寧に話を受けるということはしていますが、今まで以上に子どもに寄り添って様子を注意深く見守っていかないと、こじれてしまう。前段階で手を打っておけば、こんなことにはならなかったということになりかねませんので丁寧に関わっていききたい。マスコミで報道されることが起こってしまうこともありますし、テレビに出ている学校が特別なことではなくて、我々の学校でも普段から注意深く全教員で見守っていききたい。

会長	次に、17、18にご意見ございませんか？
委員	時代の流れでいじめ問題の内容が変わっている。そこを教えてほしい。地域差があるのかどうか。それによって、市全体として重点的に対策がとられているのかどうか。
事務局	8年前に大津の事案がきっかけとなり、いじめ防止対策推進法ができ、法律に基づいたいろいろな整備が各市町、各都道府県で行われています。4年前に改正され、できるだけ早い段階でいじめの芽の段階で摘んでいくという方針が示されました。法律ができた頃の件数は今回の件数の1/10くらいで、どんどんアンテナを高くして認知を早くしよう、しんどい気持ちを持っている子ども達を救っていきましょうということで、この数は年々増えております。だからといって、小中学校で事案が酷くなっているかというところではなくて、例えばちょっと小突いたとか登下校中など日常的にあるようなことも、された子にとって「しんどい」と言えば、一つのいじめ事案に上げていく方向へ持ってきています。それがまず増えている理由です。 もう一つはこれを解決するためにどのような整備がされているかということですが、それも法律ができてから、専門家の方、わかりやすく言うと、スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーの配置が拡充されています。カウンセラーというのは心理の専門家であって、悩みがある子ども達の話聞いて解決に導いていく。ソーシャルワーカーというのは、福祉と学校を繋ぐ、あるいは家庭を繋ぐ専門家で、いろいろな関係機関等の橋渡しをしながら、家庭全体を支えていく仕事をしてくださっています。そういう方がこの数年で、配置時間や人数が増えていって、学校と地域、専門家の方と皆で支えていくような整備がなされています。
会長	学校間のスキルとかの格差はないということですか。
事務局	やはりアンテナの高い学校がたくさん認知していくので、見習って同じ物差しで測っていかないといけないですが、守山市として同じ物差しで認知していくというのが課題です。以前よりその格差はかなり狭まってきています。
会長	ありがとうございます。確かに人権感覚が問われてくるのかなと思います。次に、障害者の人権についてご意見あればお願いいたします。
委員	障害者の人権ということですが、障害者の方がいじめにあわれているという事例はありますか。

	「みらいく」さんが自立支援を頑張っていて、就職フェアもありますが、重度の方の生活支援が低いような気がします。経済的な自立は大事な事だと思います。今後どのような形で進めていくのかは難しい課題だと考えています。コロナ禍の3年間で経済的には動いていない状況ですが、その点について考えていってほしいと思います。 また、重度の方、車いすの方が利用できるトイレの設置を進めていただきたい。
事務局	障害者の方へのいじめの事例は当課窓口では直接お聞きしたことはありませんが、障害福祉課で把握しているかもしれません。重度の方への支援に関しても、障害福祉課で障害者の方への計画が立てられ、見直しの中で逐次検証がされていると思います。詳細は担当課へ確認したいと思います。
会長	車いすトイレの設置が市内で十分ではないのではないかというご指摘があったが、その辺りはどうでしょうか。
事務局	以前にも芝委員よりご要望を伺っており、担当課へも伝えております。公の施設は進んでいると思いますが、民間施設においてはすぐに進むのは難しいところがあると思います。今後、設置促進の考え方を反映して、建て替え等のタイミングで設置が広がると思います。
事務局	ちなみに障害者トイレと限定されたものではなくて、多目的トイレとして、妊婦さんとかLGBTQの方でも気軽に使えるようなトイレ、みんなが使えるトイレができるのがよいというのが守山市の全体的な構想です。それをいざ作るとなると、予算的なもの、経済的なものもありますので、すぐに設置に取り掛かるということは難しいかと思います。けれども、新庁舎はじめ、今後施設の改善の時にそういうことを進めていくスタンスであります。
委員	できるだけ民間の方へも進めていただきたい。
委員	平成28年から障害者差別解消法がスタートしています。障害の害の字が差別に繋がるのではないか。害の字を平仮名で表記するとかは国から指導がありますか。
事務局	害という字が似つかわしくないという議論は以前からありますが、国からの指導はなく、守山市では課の名前は漢字を使用しています。新庁舎の案内についてはどういった議論になっているか情報が入っていないので、確認してみようと思います。学校における

	害の平仮名書きについてはどうでしょうか。
事務局	平仮名書きの指導をしています。
事務局	行政側には県や国からの通達はございません。守山市としては漢字を使用していますが、確かに太田委員のおっしゃる考え方があるのも事実です。しかし、害の字を使用することが、差別とイコールではないと思います。考えていく必要があるのではないかと思います。
委員	2016年に障害者差別解消法ができて、障害の捉え方が根底から変わっています。その人の特性に問題があるのではなく、その人の特性が社会生活において、社会的な障壁になっていること自体が障害であるという捉えをしていくことと思っています。私は害の字はその人ではなく、社会的な障壁を指すのだというところの捉えで良いのではないかと思います。表記で漢字を使っても全然問題なしではないかと思っています。
会長	次に、高齢者の人権についてご意見よろしいでしょうか。
委員	高齢者は家にこもりがちな人が多いので、昨日も研修を行い、これで計3回約80名の参加がありました。出る楽しみの催しをして高齢者を元気づけています。コロナで昨年一昨年の事業はできませんでしたが、令和4年度から再開しており、グラウンドゴルフなど誘い水になる催しを考えています。20数名が新しく来季から入ってきてくれるという嬉しいこともあります。楽しい環境をつくらなければならないと思います。学区や公民館や各種団体などにある広報でPRして、「高齢者元気で守山住みよい町」と頑張っていきたいと思っています。
委員	見守りをしていると認知症、特に一人暮らしのお年寄りの方とお出会いすることがあります。お一人で歩いていて、どこに行くのか聞くと「ちょっと散歩」と歩いていたりします。家族との連携について、家族が認知症への理解の足りなさから、「あの人またあんなことしちゃって」とか「ゴミの出し方が変なのよ」とか言われたりするので、家族の方への認知症理解を広げていただければと思います。地域の方々も見守ろうとしているが、理解のないままだと隔たりができてしまうので、温かく見守る気持ちが育ちにくい。徐々に進めていっていただきたいと思っています。 認知症相談件数が21人ということで去年より43人減ったということですが、それは初期集中の判断基準を上げたためということです。

	それは初期のうちに関わったほうがいいということでしょうか。どうしてなのかとと思っているところです。
会長	ご意見受け止めていただいて検討をよろしくお願いいたします。次に、外国人の人権についてご意見よろしいでしょうか。
委員	平日月曜日から土曜日まで、日祝ははずして、毎日日本語教室を開いております。
会長	澤田委員さんが述べられた日本語教室は大人の方が対象ですが、学校の中の日本語指導員による支援についても答えていただける範囲でお聞かせください。
事務局	日本語指導員の支援回数は少なく、月2回程度です。本当はもっとたくさんしていただきたいが、求人を出しても外国語が堪能で日本語を話せる方がいらっしゃらない。できているのは月に数回で、時間にして1時間か2時間程度です。
会長	次に、患者の人権と性的指向・性自認等についてご意見ありますでしょうか。
委員	35番に書いてある親子で考える機会というのはすごく大事だと思っています。草津市のある小学校で通学帽の形が男女で異なったものであったのが、同じ形になったという話がありました。子どもの感想として、「そもそも誰がどんな狙いで男の子はこの形、女の子はこの形と決めたのだろう。」というものがありました。制服に関してもスカートやズボンといった違いによる課題があるのではないかと考えています。誰がどういう狙いでというところに、今の子ども達の着目点があるのだと考えるところがありました。好みも含めて機能面でも、これってどうなのと自分たちの暮らしに返していくような持っていく方が大事であり、性的指向や性自認等のテーマの中での学びは、そういうところに返っていかないといけないのかなと思っています。
会長	栗東市の地区別懇談会の取組みで今年はアンコンシャスバイアスについて取り組まれています。自分たちの課題と繋がっていく話であったと思います。LGBTQについても研修がいろいろなところで膨らんでいっています。それも含めて、私たち自らが持たされてきたものについて問いかけていくというのは大事な事なのかなと思っています。 次に、インターネットによる人権侵害についてと、全般的に評価を樽井委員にご意見いただけますでしょうか。

委員	多岐にわたり量的にも質的にもこういった取組みをされていることは関係の皆様のご尽力の賜物だと思います。まず敬意を表します。非常にいい取組みをなさっているなと思います。 その上で、分野も多岐にわたり内容も多種多様です。今後の評価、こういった効果を及ぼすものなのかですが、中には相談会ですぐに問題が解決したケースもあるでしょうし、教育、啓発は一朝一夕とはいかず長い時間をかけて少しずつ変化していくものです。長期的な評価と、短期的にわりとすぐ結果が出るものと切り分けて、それを受けて次年度はどこに重点を置いていくのか、何を目指していくのかということのまとめがまた重要となってくると思います。評価は視点が大事というか、いくつか切り分けて考えることが重要かなと思います。
会長	インターネットの教育啓発の取組みで教えて頂きたい。人権擁護委員の間で、NTTと連携をした人権啓発の取組みとして、スマホ携帯の人権教室というものを人権擁護委員で進められています。学校の中で、インターネット上の人権侵害に関する研修をたくさんされています。具体的にスマホ携帯に関わるものがあるようでしたら、教えていただきたい。
委員	PTAが主催で、子どもたちと保護者を対象にそういうインターネットの研修をされています。今年度はコロナで開催はしていませんが、昨年度はKDDIに来ていただきました。
会長	このような研修について、全体的に市では把握されていますでしょうか？
事務局	社会教育・文化振興課には、PTAをメインにした、こういう事業がありまして、井口校長先生がおっしゃったようにPTAの研修会では連携してやっています。 当課では先ほどおっしゃった業者をお願いしていることもあるのですが、警察にもサイバーコップという方がいらっしゃいまして、かなり詳しい。実際に犯罪とかを例に出して、教職員の研修をしてくださったり、大学の先生でよく知っておられる方に講師をお願いしているケースもあります。教育委員会内の生徒指導の担当が子どもたちに向けて行っているケースもあります。今メインになっているのはPTA向けが多いです。 GIGAスクール構想で1人1台端末を持っているため、学校が主となって、勝手にアカウントを使ったらいけないなど、そういう話を行っています。

	(2) 自治会等における人権・同和問題学習会の実施状況について 資料2
事務局	〈事務局説明〉
会長	ご意見ある方いらっしゃいますか。
委員	商工会議所でも講演会を何回させていただいていますが、参加者が集まらない現状です。また、各事業所からは企業内人権同和問題学習に参加されている。
会長	自治会では、2月に入って学習会が集中的に取り組まれているかと思います。その結果は7月に開催されます協議会で報告されると思います。毎年度どの自治会もほぼ100%学習会は実施されていますか。
事務局	100%ではありませんが、未実施の自治会にはなぜ未実施であったのか報告をあげていただいています。
会長	啓発冊子や昨今の研修の中身の話が出ました。多くの方々へ啓発をしていくことに対して一定整理をされ、次にこんな手を打っていきたいと考えていますか。
事務局	自治会学習会で使用いただけるリーフレットを作成中です。内容は学習会で自分の意見を書き込めるようなタイプのものを制作しており、参加者同士で話し合いながら活発に学習を進められる内容となるように考えています。
会長	その他、提案等ある委員さんはいらっしゃいますか。
委員	大事にしたいなと思っていることは二つあって、一つは社会が変化していくにつれて、人権の基準が確実に上がってきていることです。だから、社会を構成する私達それぞれはその基準についていろいろな機会に学んでいくことが大事になります。そして、自治会の方と共に、「そうよね、社会って変わってきているよね」というところから考えていくことは、すごく大事なことと思っています。 二つ目ですが、先々週守山のある学習懇談会で話題提供させてもらったのですが、終わってから質問されて、「そもそもどうして人は差別するのか」、「差別の根本って何だろうかっていうことを学びたかった」ということを言われたのです。それはベクトルが自分自身に向いているところでして、どうして私って差別してしまうのだろ

	うとか、なんで私の物の見方ってこうなのだろうというところを振り返ってみることであり、非常に大事な学習であると思っています。 プラスしてですが、草津市のある学区で1年間の学区同推協の総括学習があり、そこでそれぞれの町内の取組方法を総括して、最後に地元の中学校の取組を連動して報告をしてもらいました。これは新聞に載っていたのですが、その中学校は道德劇を生徒会が中心になって毎年作って、それを全校生徒向けに発表しています。それをもとに生徒らが学習していく。今年度のテーマは「生きる」というテーマで、そのストーリーは、自分自身が生まれた後の未来がほんの少しわかっているっていう状態で、それを知って自分は白の出口から出て行ったら、生を受けて自分はその社会に生まれていく。黒の出口から出て行くと決断したら、もう自分の命はない。消えてしまう。例えば、自分の生まれた後は、自分の手に障害があって、自由に機能しない体で生まれるっていうことがわかっている。自分の生まれた後は、すぐにコインロッカーに親が自分を入れてどこかへ行ってしまおうというなど、いくつかの選択肢があり、ここについて生徒達がめっちゃめっちゃ悩んで、最終的に生を受けて生まれていくという風な決断をするに至る葛藤が描かれています。障害があることがわかって生まれていく子が、「これってこの後は、まだわからへんのやろ」と、「やっぱり自分の未来は自分自身の手で切り開いていきたいから、僕は生まれていく」と決断して生まれていくのです。それを学区の同推協の役員さんがみて、中学生がここまで考えているのかと衝撃を受けていました。 結論から言うと、その学区は来年度の自治会学習会に、来てくれるか来てくれないのかは別にして、子ども達を呼ぼうとなりました。今後の展望の一つは、子ども達と一緒に自治会ごとに考えていくことです。もしできることだったら、子ども達がその自治会で話題提供をしていく。こんな学習懇談会とか人権学習会が作り出せないか。たまたま今年ある学区の総括学習会の場面で、参加された役員の方の様子を見ていて、ここに展望を見出すことは一つの手立てかなということを感じました。
会長	新たな教育との共生を見出していきながら自治会学習の充実を図っていくことは、大事なことだと思います。
委員	自治会の人権学習会について紹介させていただきたい。数字に反映されているのはコロナ影響もある。年度初めに関係者が集まり年2回の計画を立てるので、大体ほぼ実施していると思います。開催する時にどのような形でどう考えるかについて、差別の定義は年々変わっていくし、自分が感じなかった差別もあり、そういうことを勉強しながら行っています。やり方として学区で試験的に行い、それを自治会が採用してやっています。市からの人権学習の講師を招

委員	いたり、県から男女共同参画講師の派遣を受けたりして、自治会はあの手この手でやっています。極力、各自治会は水平展開を図って、同じようなレベルで人権学習を行っています。 保護司の立場から、刑を終えて出所した人とその家族の人権についてお話しします。刑を終えて帰ってきた人に対して家族がとても悩んでいるという現状をお知らせしたい。 また、子どもの人権という立場で、虐待を受けている子どもは全員ではないが、自分を認めてもらえない、自分の居場所がないとか、「～しなさい」と自分の本分とは違うことを強いられることによって、違う委縮をしてしまうことがあると思います。萎縮や抑圧されることで軽犯罪につながる恐れもあるので未然に救う意味でも要対協、要保護、児童虐待防止を進めていただきたい。
会長	皆様の貴重なご意見ありがとうございました。

4 閉会 省略